

高知県商工団体連合会 NO.899(51-40)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ http://kosityoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

高商連ニュース

フリーランスにも積極的に声掛けをしよう

全商連ニュースより

フリーランスも民商に

この春も各地で、フリーランスが相談に訪れ、民商の仲間を迎えています。不安定かつ少額な収入に、入会をためらう向きもありますが、小規模企業白書(2019年)によれば、副業として起業した人の7割が本業に移行し、フリーランスとして独立した人の2割が、数年で従業員を確保する状況にあると言います。

▼大阪・河内長野民商では、ゲーム攻略情報のライターが、申告要求で入会。自分がゲームをやり、どのようにすれば勝ち進めるか、コツをまとめてIT企業に納品する仕事です。ゲームは、始めるときは無料でも、やり続けるには有料アイテムを購入しなければならず、経費もかかるとのこと。肩凝りも

■春の運動／拡大状況(2/24現在)

	拡大状況					成果会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	1	1	2	0	0	1
香美郡	23	8	4	0	0	16
南国	8	2	2	1	0	6
高知	21	6	9	6	0	12
仁淀川	1	0	4	0	0	1
須崎	2	0	0	0	0	1
中村	2	3	5	1	0	0
計	58	20	26	8	0	37

成果会員:読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

■昨年3月末比増減

	読者	会員	共済	婦人	青年
安芸	-4	±0	+3	±0	±0
香美郡	+9	±0	-14	-8	-1
南国	+1	-4	-3	-7	±0
高知	-12	-15	-11	+2	±0
仁淀川	-5	-2	-1	+1	+2
須崎	-13	-5	-7	-2	±0
中村	±0	+2	+1	+2	±0
計	-24	-24	-32	-12	+1

悩みで、出張マッサージを依頼していた接骨院の紹介です。

▼大阪東部民商婦人部は、小

学生2人のママで、ツアーコンダクター兼英語通訳業を営む、部員の手記を掲載。「私はフリーランスになって民商に入会し、パソコン

記帳を学び、自主記帳・自主計算を行って、確定申告書も自分で作成しています」と、自己紹介しています。

▼千葉県青協が総会後に開いた懇親会には、伊丹県青協議長

イラストレーターIIのつながりで、フリーランス2人が参加。一

人は動画投稿でフォロワー数90

万人超、1投稿200万回以上再生される、というユーチューバー。大手運送会社に勤務する傍ら、3年前から副業で投稿を始め、試行錯誤の末にファンを獲得。現在は独立して、動画広告の収入や動画作成の講師料などで生計を立てています。もう一人は、アルバイトをしながら、個展やグループ展に作品を発表し続けるイラストレーター。目標は、イラストだけで生活していくことだと言います。ともに民商や青年部の話を聞き「つながりを広げたい」と、参加しています。

初めての税務署交渉参加

仁淀川民商 伊藤朋子

土佐・いの地区重税反対実行委員会は、2月19日、伊野税務署と交渉を行いました。実行委員会からは、上岡孝雄仁淀川民商会長、前田雄二仁淀川民商副会長、入江博孝高商連事務局長、土佐市農民組合代表西森貞夫さんが参加、民商事務局の伊藤が同行してきました。初めての税務署交渉への同行で、少しそわそわしましたが、思ったよりは丁寧な感じで怖くありませんでした。交渉の内容は、事前に渡しておいた申し入れ書への答弁、それに対しての質疑応答、要望などを伝え、終了しました。申し入れ書への答弁に関しては、「適正・公平」を何度も繰り返していました。立場上そうだろうとは思いますが、マニュアルに沿った答弁だと思いました。納税者の実態や不満、意見を伝え、実際の声が届くことはなかなかないのかもしれませんが、「上の方に要望として伝える」そうです。何かしても変わることはないかもしれませんが、何もしないと変わるわけがないので、意見を伝えるだけでも有意義だと思いました。外の待合に、小学生作の税に関するポスター(はがきサイズ)を飾っていて、おもしろいを見つけました。やさぐれた感のある、あべ総理の似顔絵に桜の花びらが舞って、「むだ使っていない?」「シュレッダーにかけました」と吹き出しがありました。「うまいなー」と笑ってしまいました。



《税務署交渉での主な点についての報告》

参加者名簿は保存義務があります。調査の際は検査します

【要望】政府主催の「桜を見る会」の参加者名簿の破棄が発覚しました。これに対し、私たちは決算前、監査前に原始記録を破棄することはしません。国税庁の「接待飲食に関するFAQ」では、帳簿書類への記載事項として「飲食費に係る飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係」を必要としています。納税者が前記「FAQ」の記載事項を記載せず原始記録を保存していない場合はどのように対処しますか。

【回答】「保存義務があります」「法令にのっとり、適正な記載、保存を指導する」「税務調査で必要があれば名簿などを検査する」

【感想】課長は「桜を見る会」の参加者名簿の破棄について言及はしない(できない)が、「当然に保存すべきもの」との認識であることが感じ取れました。

【要望】<マイナンバーの取扱について> 事業者の実務負担や番号漏えいのリスク回避などを考慮し、共通番号の記載を強要せず、不記載でも確定申告書等の税務書関係類を受け取り、不利益な処分をしないこと。

【回答】「法令上マイナンバーは記載義務」「記載をお願い、指導する」「記載がないから申告書等を受理しないということはない」

【追加要望】記載していない人は、自らの意思で記載をしていないのであり、執拗に記載を求めることはしないでください。

■申告書提出時に記載を求め、チラシを渡されると言います。「明確に記載しない。記載したくない」と申し出てください。

3・13重税反対県内集会

	日時	会場
南国集会	3月12日(木) 13:30	グレース浜すし
安芸集会	3月13日(金) 13:30	労働金庫安芸支店2F
県中央集会	3月13日(金) 13:00	高知城ホール4階ホール
いの集会	3月13日(金) 13:00	伊野公民館
須崎集会	3月13日(金) 13:30	須崎市民文化会館
中村集会	3月13日(金) 13:30	四万十市立文化センター

■いの集会の会場を誤っていました。訂正します。

◆南国集会は12日です。ご注意ください。

(2/24仁淀川民商だより)